

処遇改善等加算Ⅱに係る研修スキーム（幼稚園職員向け）

1. 実施主体

- ① 都道府県・市区町村
- ② 幼稚園関係団体
- ③ 大学等（大学、指定教員養成機関、その他免許状更新講習・免許法認定講習開設者等）
- ④ その他都道府県が適当と認める者

（※）園内で実施する研修についても、学識経験者、幼稚園担当指導主事や地方公共団体が委嘱する幼児教育アドバイザーなど、幼児教育に関する専門的知識又は技能を有する園外の者の訪問支援を活用して実施する場合など一定の要件の下、認める予定

2. 研修内容

- 幼稚園職員に対する研修は、これまでも様々な主体により多種多様な研修が提供されてきた実績があることから、原則としては1. に示した実施主体が実施する研修であって、幼稚園教育要領を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたものを幅広く認める予定であり、都道府県が個別の研修についてあらかじめ認定等を行うことは不要。
 - 1. に示した実施主体が実施する研修が幅広く対象となることから、例えば、下記のような各種研修も対象となる予定（※）。
 - ・ 経験年数に着目した研修（例：3年目研修、5年目研修、10年目研修など）
 - ・ 園内での役割に着目した研修（例：主任研修、リーダー教員研修など）
 - ・ 広く一般教員を対象とした公募型の研修
 - ・ 免許状更新講習
 - ・ 免許法認定講習（一種免許状への上進を行う場合など）
 - ・ 保育士等キャリアアップ研修（「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（雇児保発0401第1号平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づき実施される研修をいう。）
- （※）上記の記載のとおり、各種研修を対象とする予定であるため、都道府県の判断で特定の種類の研修のみの受講を求めることのないよう留意すること。
- 一方、「中核リーダー」については、将来的に園長・副園長・教頭等として園の管理・経営に携わることも考えられることから、一定時間のマネジメント分野に関する研修（※）の受講を必須とする予定。

（※）カリキュラムマネジメント、組織マネジメント、他機関との連携、リーダーシップ、人材育成・研修、働きやすい環境作りなど、自園の円滑な運営と教育・保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身につけるために必要な研修をいう

3. 所要時間数

所要時間については以下のとおりとする予定。

- 「中核リーダー」及び「専門リーダー」については合計60時間以上（「中核リーダー」については、マネジメント分野に関する研修を15時間以上含む）
- 「若手リーダー」については合計15時間以上

4. 研修受講歴の管理・確認

- 研修の受講歴については、「研修ハンドブック」（（公財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構／監修）等により私立幼稚園職員個人が管理することを基本とする予定。
- 処遇改善の要件確認に当たっては、①まず各職員において、研修を修了した際には研修修了の証明を受領して保管（「研修ハンドブック」のスタンプ履歴でも可）し、②各園において、職員の保有する研修履歴を基に、該当職員の受講した研修の実施主体・名称・主要内容・開催年月日（時間数）等を簡潔に記載した様式を作成して市町村に提出し、③市町村において確認監査等の機会に必要な応じて様式の記載内容の根拠を確認するといった流れで行うことを想定。